

平成21年度第3四半期の規制調査の結果について

参 考 資 料 集

平成22年2月8日

原子力安全委員会事務局

目 次

- 1 関西電力株式会社美浜発電所の原子炉の設置、運転等に係る
保安検査品質監査型規制調査の確認結果について 1

- 2 実用発電用原子炉に対する保安検査結果等について
(平成21年度第1四半期)
(第48回原子力安全委員会資料第6-2号抜粋) 21

- 3 品質監査型の規制調査で使用する評価基準 24

関西電力株式会社美浜発電所の原子炉の設置、運転等に係る保安検査 品質監査型規制調査の確認結果について

1. 確認日

- (1) 平成 21 年 12 月 11 日 (金)
- (2) 平成 21 年 12 月 17 日 (木)

2. 場所

- (1) 経済産業省会議室 (経済産業省別館 1 階 103 会議室)
- (2) 美浜原子力保安検査官事務所

3. 実施者

- (1) 久木田原子力安全委員会委員
原子力安全委員会事務局

規制調査官	佐々木 潤 (チームリーダー)
規制調査官	鶴澤 勝己
規制調査官	平野 良太
技術参与	清水 康一

- (2) 原子力安全委員会事務局

規制調査官	佐々木 潤 (チームリーダー)
規制調査官	鶴澤 勝己
技術参与	清水 康一

4. 対応者

- (1) 経済産業省原子力安全・保安院原子力発電検査課 職員
- (2) 美浜原子力保安検査官事務所 統括原子力保安検査官

5. 確認内容

5. 1 確認方法

事前 (平成 21 年 11 月 2 日) に監査方式確認項目 (質問/回答票) を原子力安全・保安院に送付し、平成 21 年 12 月 11 日、質問に対する回答を聴取するとともに、関連する文書・記録類の確認を行った。また、平成 21 年 12 月 17 日、美浜原子力保安検査官事務所において、現地調査を行い、美浜原子力保安検査官事務所における業務に関する回答を聴取するとともに、関連する文書・記録類の確認を行った。

5. 2 確認結果

原子力安全・保安院の回答及び事務局の確認結果を質問/回答票にとりまとめ、次ページ以降に示す。

なお、確認結果のうち、美浜原子力保安検査官事務所を確認した結果については、区別をつけるためにフォントを変え、明朝体で記載した。

関西電力株式会社美浜発電所の原子炉の設置、運転等に係る保安検査 品質監査型規制調査確認項目(質問/回答票)

(1)規制行政庁の品質マネジメント等に関する事項

(1-1)一般

◆品質要求

規制行政庁は、安全規制の実効性、透明性を高めるため、後続規制活動に関わる改善活動を行うなど、品質を継続的に維持・向上させること。

■評価基準

①品質マネジメントに関する事項が品質要求に照らして適切であること。

●確認項目

[1]規制活動の品質を維持向上するための取り組みを実施していること。

品質・・・(1-2)以降に示す品質要求事項等

質問	回答(参照資料名等を含む)	確認結果(原子力安全委員会事務局記入欄)
<p>保安検査全般について、品質を維持・向上するために行っている改善活動(取り組みの方針、具体例等)を示して下さい。</p>	<p>(取り組みの方針)</p> <p>○保安検査の品質を維持向上させるため、保安検査等のPDCAサイクルを回し、継続的な改善に取り組むこととしている。保安検査の実施内容については、前年度の保安検査の結果を取りまとめ、分析することによりその分析結果を踏まえ、当該年度の保安検査の重点事項を定める年度展開を行っている。 また、保安検査の実施方法については、各種要領、実施マニュアル、検査ガイド類の見直しを行っている。</p> <p>(具体例)</p> <p>○原子力保安検査官基礎研修を毎年度3回程度実施し、保安検査官の初期教育を行っている。</p> <p>○原子力発電専門技能研修として PWR 訓練研修(PWR シミュレータによる運転訓練)を年2回程度実施している。</p>	<p>○下記の資料にて、平成 20 年度の保安検査の結果及び総合所見を取りまとめ、平成 21 年度の視点を定めていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「実用発電用原子炉に対する平成 20 年度保安検査結果及び平成 21 年度保安検査の視点についての原子力安全委員会への報告について」(平成 21 年 8 月 6 日) <p>○下記の資料にて、原子炉施設保安検査実施要領等が改正されていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「原子炉施設保安検査実施要領(内規)」(平成 21・03・26 原院第 2 号、平成 21 年 3 月 30 日) ・「原子炉施設保安検査実施マニュアル」(平成 21 年 4 月 1 日、原子力発電検査課) ・「保安検査・保安調査ガイド」(平成 20 年 4 月 1 日新規作成、平成 21 年 4 月 1 日改訂、原子力安全・保安院原子力発電検査課) <p>○下記の「記録」により原子力保安検査官基礎研修が平成 20 年度には3回実施されていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成 20 年度原子力安全研修実績」(原子力安全広報課) <p>○原子力保安検査官(以下「保安検査官」という。)等、原子力安全・保安院(以下「保安院」という。)の職員を対象とした PWR 訓練研修が平成 21 年度には2回計画されていることを下記の「記録」で確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成 21 年度原子力安全行政研修計画線表」(原子力安全広報課)

	<p>○保安検査は、抜き打ち的手法を含むプロセス型検査を主体として、補完的に逐条型検査手法を用いて実施している。</p> <p>○保安検査終了毎に全検査官事務所から数名が参加する保安検査官会議を実施している。この会議で事務所毎に保安検査結果を報告し、報告書の内容、違反事項の取り扱い、保安院の情報伝達等により、保安検査の高度化・平準化を図っている。</p> <p>○保安検査終了毎に「保安検査の視点と対応状況」を各事務所が作成している。これは、前年度に明らかになった課題を踏まえ、保安検査のPDCAの内容を明確にしている。これにより保安検査の有効性を継続的な改善に役立っている。</p> <p>○年度末に「保安検査を踏まえた各発電所の総合評価票」を各事務所が作成し、各発電所の保安活動の状態を分析し、次年度の保安検査に活用できる仕組みを構築している。</p>	<p>○下記実施要領に、左記保安検査の手法が記載されていることを確認した。 ・「原子炉施設保安検査実施要領(内規)」(平成 21・03・26 原院第 2 号、平成 21 年 3 月 30 日)</p> <p>○下記の記録にて、保安検査官会議が実施されていることを確認した。 ・「平成 21 年度第 1 回原子力保安検査官会議議事次第」(平成 21 年 4 月 8～9 日)</p> <p>○美浜原子力保安検査官事務所において平成 21 年度保安検査の視点と対応状況(関西電力株式会社美浜発電所)が作成されていることを確認した。</p> <p>○美浜原子力保安検査官事務所において保安検査を踏まえた関西電力株式会社美浜発電所の総合評価票が作成されていることを確認した。</p>
<p>今回の保安検査を実施するにあたり、施設、設備等の特性、今までの原子炉施設の状況等を勘案して、保安検査を適切に行うために考慮した点を示して下さい。</p>	<p>○上記の「保安検査を踏まえた各発電所の総合評価票」にて発電所の設備の特性等を踏まえた品質保証活動等のソフト面などの強み、弱みを分析し、今年度の検査の基本方針を定めている。 また、試行段階だが、PI・SDP評価を用いて、発電所のプラント総合評価を行い、次年度の保安検査に活用している。 今年度の基本方針に従って、第 1 回保安検査の計画を策定している。</p>	<p>○美浜原子力保安検査官事務所において保安検査を踏まえた関西電力株式会社美浜発電所の総合評価票が作成されていることを確認した。</p> <p>○下記資料により、基本方針を定めた上で第 1 回保安検査の計画が策定されていることを確認した。 ・「平成 21 年度基本方針の策定について」(平成 21 年 3 月 2 日、原子力発電検査課) ・「平成 21 年度保安検査基本方針について」(平成 21 年 3 月 31 日、美浜原子力保安検査官事務所) ・「関西電力株式会社美浜発電所平成 21 年度(第 1 回)保安検査計画書」(平成 21 年 4 月 原子力安全・保安院)</p>

(1)規制行政庁の品質マネジメント等に関する事項

(1-2)文書化及び記録

◆品質要求

規制行政庁は、審査、検査のプロセスが効率的、効果的に計画され、実施されることを確実にするため、必要な文書化を行い、記録するとともに、そのための仕組みを適切に維持管理すること。

■評価基準

- ②文書化に関する事項が品質要求に照らして適切であること。
- ③記録に関する事項が品質要求に照らして適切であること。

●確認項目

[2]必要な文書・記録を定め、必要な関係者に周知していること。

文書・・・どのように物事を行うかを記述し、管理するために使用され、状況の変化を反映するために改訂することができるもの

記録・・・何らかの活動結果として作成されるもので、その時点での事実を述べたものであり、改訂できないもの

質問	回答(参照資料名等を含む)	確認結果(原子力安全委員会事務局記入欄)
<p>保安検査で共通に使用される関連の文書等(省令、要領、規定等)として、どのようなものがありますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力保安検査官及び原子力防災専門官執務要領～原子力保安検査官事務所業務マニュアル～(内規) ・原子炉施設保安検査実施要領 ・原子炉施設保安検査マニュアル ・保安検査・保安調査ガイド 	<p>○保安検査で共通に使用される関連の文書等として下記のものがあることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下、「原子炉等規制法」という。)第 37 条第 5 項 ・「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 16 条の 2」 ・「原子力保安検査官及び原子力防災専門官執務要領～原子力保安検査官事務所業務マニュアル～(内規)」の制定について(最終 平成 21 年 2 月 3 日) ・「原子炉施設保安検査実施要領(内規)」(平成 21・03・26 原院第 2 号、平成 21 年 3 月 30 日) ・「原子炉施設保安検査実施マニュアル」(平成 21 年 4 月 1 日作成、原子力発電検査課) ・「保安検査・保安調査ガイド」(平成 20 年 4 月 1 日新規作成、平成 21 年 4 月 1 日改訂、原子力安全・保安院原子力発電検査課)
<p>個別の保安検査では、どのような文書、記録(起案文書、検査報告書等)を作成することとなっていますか。また、それらを作成することは、どの文書に定められ、どのような方法で必要</p>	<p>○以下の文書・記録を作成している。これらの文書・記録を作成することは、上記の原子炉施設保安検査実施要領に定め、併せて周知も図っている。</p> <p>【文書】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保安検査計画書 保安検査実施に関する事業者への通知文 保安検査結果に関する事業者への通知文 <p>【記録】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保安検査報告書 	<p>○下記の文書及び記録が原子炉施設保安検査実施要領に従って作成されていることを確認した。</p> <p>年度基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成 21 年度保安検査基本方針について」(平成 21 年 3 月 31 日、美浜原子力保安検査官事務所) <p>保安検査計画書(保安検査実施に関する事業者への通知文に添付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「関西電力株式会社美浜発電所平成 21 年度(第 1 回)保安検査計画書」(平成 21 年 4 月 原子力安全・保安院)

<p>な関係者(内部及び外部)に周知していませんか。</p>	<p>【周知】 保安検査官会議(内部) プレス発表(外部)</p>	<p>保安検査実施に関する事業者への通知文(下記起案文書に案を添付) ・「平成21年度第1回保安検査(保安規定の遵守状況の検査)の実施について」(21 原企課第42号)(平成21年5月22日決裁) 保安検査結果に関する事業者への通知文(下記起案文書に案を添付) ・「平成21年度第1回保安検査(保安規定の遵守状況の検査)における保安検査の報告書について」(21 原企課第68号)(平成21年8月3日決裁) 保安検査報告書 ・「平成21年度第1回保安検査報告書」(平成21年6月19日) 保安検査官会議 ・「平成21年度第1回原子力保安検査官会議議事次第」(平成21年4月8～9日) プレス発表 ・「実用発電用原子炉に対する保安検査結果等(平成21年度第1四半期)の原子力安全委員会への報告について」(平成21年8月6日、原子力安全・保安院ホームページ「プレス発表」) ・「平成21年度第1四半期の間の実施した保安検査(保安規定の遵守状況の検査)における保安検査報告書について」(平成21年8月6日、原子力安全・保安院ホームページ「お知らせ」)</p>
--------------------------------	---	--

●確認項目

[3]作成した文書・記録を適切に維持管理していること。

質問	回答(参照資料名等を含む)	確認結果(原子力安全委員会事務局記入欄)
<p>作成した文書は必要に応じて改訂していますか。現在の改訂状況を示して下さい。</p>	<p>○保安検査・保安調査改善検討会において、必要に応じ検討し、各保安検査官にも確認しながら、原子炉施設保安検査実施要領等の改訂を行っている。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉施設保安検査実施要領(H21. 3. 30改正) ・保安検査・保安調査ガイド(H21. 4. 1改正) 	<p>○左記の通り、下記文書が改正されていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「原子炉施設保安検査実施要領(内規)」(全改正 平成 21 年 3 月 30 日、平成 21・03・26 原院第 2 号、平成 21 年 3 月 30 日、原子力安全・保安院) ・「保安検査・保安調査ガイド」(平成 20 年 4 月 1 日新規作成、平成 21 年 4 月 1 日改訂、原子力安全・保安院原子力発電検査課) <p>○保安検査・保安調査改善検討会では、主として「保安検査・保安調査ガイド」の見直し等について検討を行っており、そのメンバーは炉型(PWR、BWR)及び対象とする事業者に偏りが出ないようにバランスを考慮し、保安検査官及び原子力発電検査課職員等で構成しているとの説明を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保安検査・保安調査改善検討会(第1回)議事次第」(平成 20 年 7 月 31 日) <p>○美浜原子力保安検査官事務所から1名が保安検査・保安調査改善検討会に参加し、「保安検査・保安調査ガイド」の見直しに携わったとの説明を受けた。また、「保安検査・保安調査ガイド」の改訂にあたっては、直接、原子力発電検査課から全保安検査官に対し意見照会があったとの説明を受けた。</p>

<p>改訂した文書の内容は、どのように必要な関係者(内部及び外部)に周知していますか。</p>	<p>○決裁等による課内回付で関係者(課長、統括原子力保安検査官、班長、係長等)に周知している。 また、事務所に対しては保安検査官会議で説明し、各保安検査官には電子メールにより周知している。 一方、外部に対しては、原子力安全・保安院ホームページに掲載している。</p>	<p>○下記「原子炉施設保安検査実施要領」の起案文書により、保安院長、担当審議官などの他、原子力発電検査課内においては、課長、統括原子力保安検査官、保安検査班長、保安調整係長等必要な関係者に周知していることを確認した。 ・「原子炉施設保安検査実施要領(内規)」(平成 21・03・26 原院第 2 号、平成 21 年 3 月 30 日、原子力安全・保安院)</p> <p>○現地の保安検査官に対しては、原子力発電検査課よりメールで周知しているほか、保安院全体として年に4回程度開催される保安検査官会議で原子力発電検査課より説明することになっているとの説明を受けた。 また、保安院ホームページに掲載し、対外的な周知を行っているとの説明を受け、原子炉施設保安検査実施要領については平成 21 年 3 月 30 日に保安院ホームページのお知らせに掲載されていることを確認した。 ・「原子炉施設保安検査実施要領(内規)の改正について」(平成 21 年 3 月 30 日)</p> <p>○美浜原子力保安検査官事務所では、原子力発電検査課より保安検査官に対しメールで周知されており、また、「保安検査・保安調査ガイド」は、印刷物を保安検査官全員に配布されていることを確認した。</p>
<p>作成した記録は、どのように保管していますか。今回の保安検査の記録の保管状況を示して下さい。</p>	<p>○原子力安全・保安院行政文書管理規程に基づき行政文書ファイルを作成し、執務室にて保管している。</p>	<p>○今回の保安検査の記録として文書ファイルを作成し、執務室にて行政文書管理規程に基づき保存期限5年で保管しているとの説明を受けた。</p> <p>○美浜原子力保安検査官事務所では、次回以降の保安検査の参考とするため、保安検査に用いたチェックシートなどをファイルしているとの説明を受け、その状況を確認した。</p>

(2) 審査官、検査官の能力に関する事項

(2-1) 資格要件等

◆品質要求

規制行政庁は、対象となる設備や機器、又は事業者等の活動について、適切かつ確実に審査、検査を行うため、審査官、検査官に必要な資格又は能力を定めること。

■評価基準

④審査官、検査官の資格又は能力に関する事項が品質要求に照らして適切であること。

●確認項目

[4] 審査、検査をするための資格又は能力が定められていること。

質問	回答(参照資料名等を含む)	確認結果(原子力安全委員会事務局記入欄)
保安検査を実施する者の資格又は能力に係る基準を内規等で定めていますか。定めていない場合は、どのような経験や実績等で検査を実施する能力があると、誰が判断していますか。	○保安検査官は、原子炉等規制法第 67 条の 2 第 3 項に職務が規定され、原子炉等規制法施行令第 60 条第 2 項に定数、同条第 5 項に資格が規定されている。 ○保安検査官の資格要件として、 ・「原子力施設検査官及び原子力保安検査官の資格要件」(平成 13・01・06 原院第 26 号、平成 13 年 1 月 6 日) ・「原子力施設検査官、原子力保安検査官及び原子力防災専門官の資格要件に係る原子力安全・保安院長が定める研修(内規)」(平成 17・11・24 原院第 4 号、平成 17 年 12 月 1 日)に規定されている。	○保安検査官は、原子炉等規制法第 67 条の 2 第 3 項に規定されており、原子炉等規制法施行令第 60 条第 2 項に定数、同条第 5 項では原子炉の設置、運転等に係る保安規定の遵守状況を検査する保安検査官については、「原子炉設置者が講ずべき保安のために必要な措置、並びに、原子炉施設の構造及び性能について、それぞれ相当の知識及び経験を有する者でなければならない」と規定されていることを確認した。 ○保安検査官の資格要件として、保安検査官に対し、学歴、業務経験、研修受講実績などの資格要件、資格要件研修が下記文書に定められていることを確認した。 ・「原子力施設検査官及び原子力保安検査官の資格要件」(平成 13・01・06 原院第 26 号、平成 13 年 1 月 6 日) ・「原子力施設検査官、原子力保安検査官及び原子力防災専門官の資格要件に係る原子力安全・保安院長が定める研修(内規)」(平成 17・11・24 原院第 4 号、平成 17 年 12 月 1 日)

●確認項目

[5] 審査、検査を行った者が、必要な資格又は能力を満たしていること。

質問	回答(参照資料名等を含む)	確認結果(原子力安全委員会事務局記入欄)
<p>今回の保安検査を実施した者は、必要な資格又は能力を満たしていましたか。 満たしている場合、その根拠、理由を示して下さい。</p>	<p>○今回の保安検査を実施した者は、いずれも保安院長が定める研修を受講するなど、上記資格要件に基づく原子力保安検査官の資格を有している。 美浜保安検査官事務所の全ての保安検査官は、保安検査官の発令を受けている。</p>	<p>○今回の保安検査を実施した5名は、全員原子力保安検査官の資格を有しているとの説明を受けた。 ○美浜原子力保安検査官事務所において、今回の保安検査を実施した5名のうち、2名の身分証明書を確認し、原子炉等規制法第37条第6項に基づき、保安規定の遵守状況の検査のための立入検査を行うことができる資格を有していることを確認した。</p>

(2) 審査官、検査官の能力に関する事項

(2-2) 教育訓練

◆品質要求

規制行政庁は、審査官、検査官及びその候補者の能力の維持・向上のため、適切な教育訓練計画を策定し、実施すること。

■評価基準

⑤審査官、検査官及びその候補者に対する教育訓練の計画、実施に関する事項が品質要求に照らして適切であること。

●確認項目

[6] 審査、検査を実施する者に対して、教育訓練計画を策定し、実施していること。

質問	回答(参照資料名等を含む)	確認結果(原子力安全委員会事務局記入欄)
保安検査を実施する者及びその候補者の能力の維持向上のために策定した教育訓練計画があれば示して下さい。 ない場合は、どのように能力の維持・向上を図っていますか。	○「平成 21 年度原子力安全行政研修計画線表」、「原子力保安検査官基礎研修実施要領」、「原子力安全・保安院の研修案内平成21年度版」を参照。	○下記資料を確認し、研修計画等が策定されていることを確認した。 ・「平成 21 年度原子力安全行政研修計画線表」(経済産業研修所原子力安全研修室(原子力安全広報課、2009.10.23 作成)) ・「平成 21 年度第 1 期原子力保安検査官基礎研修実施要領(案)」(平成 21 年 4 月 6 日) ・「原子力安全・保安院の研修案内」平成 21 年度版(企画調整課、原子力安全広報課、保安課)
上記の教育訓練計画の対象者は、どのように選定されたのですか。	○キャリア・デベロップメント(人材育成)の考え方にに基づき、年度毎の研修計画を立案している。 対象者の選定は、教育訓練プログラムに基づき、保安検査官をはじめとする保安院職員が自らの意志等を踏まえ、事務所長などの上司と協議の上、行っている。	○キャリア・デベロップメント(人材育成)の考え方にに基づき、業務経験に応じて、職員をクラス分けし、各クラス別(エントリー、エキスパート、シニア・エキスパート、マイスター)に教育訓練を計画しているとの説明を受けた。 ・「業務運営の基本方針 ー信頼される国民のエージェントになるためにー」(2002 年 6 月) ○今年度から「原子力保安検査官における力量」を定め、保安検査官本人に対しては「原子力安全・保安院の研修案内」に基づき自分の力量にあわせた研修の受講を促すとともに、原子力保安検査官事務所長が所属保安検査官の力量管理を踏まえ、本人との面談の上、応用研修などの受講を行っているとの説明を受けた。

		○美浜原子力保安検査官事務所では、事務所長が所属保安検査官と面談の上、業務に支障のない範囲で研修を受講し、その実績についても研修受講者の管理を行っているとの説明を受け、その状況を確認した。
上記の教育訓練計画は計画のとおり実施されましたか。実施結果を示して下さい。	○「平成 20 年度原子力安全行政研修実績」を参照。	○下記資料に研修実績が記載されていることを確認した。 ・「平成 20 年度原子力安全行政研修実績」
今回の保安検査を実施した者の教育訓練の実績を示して下さい。	○「保安検査官事務所職員受講実績」を参照。	○下記資料により、保安検査官の教育訓練等の受講実績が記載されていることを確認した。 ・「保安検査官事務所職員研修実績」(原子力安全・保安院 原子力安全広報課) ○美浜原子力保安検査官事務所において、所属保安検査官の品質保証に係る研修等の受講実績があることを確認した。

(3) 審査、検査の実施に関する事項

(3-1) 審査、検査の準備

◆品質要求

規制行政庁は、審査、検査の目的を確実に達成し、その実効性、透明性を確保するため、事前に必要な要領(手順、判断基準等)を定め必要な関係者に周知するとともに、効率的、効果的に審査、検査を行うため、個々の行政処分等に必要な体制等の適切な準備を行うこと。

■評価基準

- ⑥審査、検査のための要領の作成に関する事項が品質要求に照らして適切であること。
- ⑦審査、検査のための体制等の準備に関する事項が品質要求に照らして適切であること。

●確認項目

[7] 審査、検査のための必要な要領(手順、判断基準等)を事前に定めていること。

質問	回答(参照資料名等を含む)	確認結果(原子力安全委員会事務局記入欄)
<p>今回の保安検査では、事前に必要な要領(手順書、審査基準等)を定めましたか。定めた要領を示して下さい 定めていない場合は、要領に替わるものとして、どのようなものがありますか。</p>	<p>○原子炉施設保安検査実施要領に基づき、平成 21 年度第 1 回保安検査計画書(平成 21 年 4 月 30 日付け)を作成した。</p> <p>○保安検査を実施するために必要な手順、審査基準を定めた原子炉施設保安検査実施マニュアルを定めている。</p> <p>また、検査内容の充実と検査内容の均一化のために、保安検査・保安調査ガイドを策定している。この中には、検査を行うためポイント等が記載されている。なお、検査項目毎にチェックシートを作成し、効率的な検査に努めている。</p>	<p>○保安検査の共通の文書として、下記要領等があり、保安検査の事務手続き等が定められていることを確認した。また、今回の保安検査の実施にあたって、個別の要領は作成していないとの説明を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none">・「原子炉施設保安検査実施要領(内規)」(平成 21・03・26 原院第 2 号、平成 21 年 3 月 30 日、原子力安全・保安院)・「原子炉施設保安検査実施マニュアル」(平成 21 年 4 月 1 日、原子力発電検査課)・「保安検査・保安調査ガイド」(平成 20 年 4 月 1 日新規作成、平成 21 年 4 月 1 日改訂、原子力安全・保安院原子力発電検査課) <p>○原子炉施設保安検査実施要領に基づき今回の「保安検査計画書」が美浜原子力保安検査官事務所で作成されていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none">・「関西電力株式会社美浜発電所平成 21 年度(第 1 回)保安検査計画書」(平成 21 年 4 月 30 日) <p>○美浜保安検査官事務所においてチェックシートを作成して事業者に提示し、事業者からの回答に基づき文書や記録類の確認等を行い、効率よく検査を実施しているとの説明を受けた。</p>

<p>その要領(またはそれに替わるもの)は、どのような手続きで策定されましたか。</p>	<p>○原子炉施設保安検査実施要領は院長までの決裁を取り策定した。(平成 21 年 3 月 30 日改訂)</p> <p>○原子炉施設保安検査実施マニュアル及び保安検査・保安調査ガイドは原子力発電検査課長まで確認をとっている。</p> <p>○平成 21 年度第 1 回保安検査計画書及びチェックシートは美浜事務所統括保安検査官の確認を得て作成されている。</p>	<p>○下記「原子炉施設保安検査実施要領」は、保安院長決裁にて策定していることを確認した。 ・「原子炉施設保安検査実施要領(内規)」(平成 21・03・26 原院第 2 号 平成 21 年 3 月 30 日)</p> <p>○下記資料は、原子力発電検査課長まで確認をとっているとの説明を受け、表紙に「原子力発電検査課」と記載されていることを確認した。 ・「原子炉施設保安検査実施マニュアル」(平成 21 年 4 月 1 日作成、原子力発電検査課) ・「保安検査・保安調査ガイド」(平成 20 年 4 月 1 日新規作成、平成 21 年 4 月 1 日改訂、原子力安全・保安院原子力発電検査課)</p> <p>○保安検査・保安調査ガイドの改訂にあたっては、保安検査・保安調査改善検討会において検討したほか、現地保安検査官にコメント、意見を求め、必要に応じて反映したとの説明を受けた。</p> <p>○美浜原子力保安検査官事務所では、平成 21 年度第 1 回保安検査計画書の作成にあたり、取りまとめの保安検査官が前回の保安検査の取りまとめを行った保安検査官からの引き継ぎ事項等を踏まえて計画書案を作成し、統括保安検査官を含む事務所所属の全保安検査官でレビューを行い、確認しているとの説明を受けた。 また、チェックシートも取りまとめの保安検査官が保安検査・保安調査ガイド等を参考にして案を作成し、統括保安検査官を含む事務所所属の全保安検査官でレビューを行い、確認しているとの説明を受けた。</p>
<p>保安検査時に判断が困難な場合等の対応方法はどのように定めていますか。</p>	<p>○保安検査において、保安規定違反の疑いのある事象を発見した場合は、原子炉施設保安検査実施要領にある「保安規定違反の評価・判定フロー」に従い、評価・判定する。 また、疑義事項がある場合は検査課と協議し、進めることとしている。 なお、具体的な判定基準は、「保安規定違反判定基準の考え方」に定めている。 統括保安検査官は、その結果を検査課へ連絡する。</p>	<p>○下記「原子炉施設保安検査実施要領」に「図 保安規定違反の評価・判定フロー」及び「保安規定違反の判定基準(別表)」に従い、当該事象を評価し、保安規定違反の区分の判定を行う旨の記載があることを確認した。 また、疑義事項がある場合は検査課と協議し、進めることとしているが、今回の保安検査においては、保安規定違反の疑いのある事象はなかったとの説明を受けた。 ・「原子炉施設保安検査実施要領(内規)」(平成 21・03・26 原院第 2 号、平成 21 年 3 月 30 日)</p> <p>○下記資料に保安規定違反の判定基準に係る具体的な考え方が記載されていることを確認した。 ・「保安規定違反判定基準の考え方」(平成 21 年 1 月 1 日 原子力発電検査課)</p>

●確認項目

[8]審査、検査のための必要な体制等を準備していること。

質問	回答(参照資料名等を含む)	確認結果(原子力安全委員会事務局記入欄)
<p>今回の保安検査では、検査体制をどのように組織したか示して下さい。また、組織する時の考え方や根拠を示して下さい。</p>	<p>○保安検査実施体制については、美浜原子力保安検査官事務所の5名体制で実施した。 原則、保安検査は2名以上でおこなうこととしている。 5名体制は、プラントの数プラス2名の原則に基づいている。 また、保安検査計画書において、事務所長が検査を行う者を決定している。</p>	<p>○今回の保安検査の体制が、下記の「計画書」及び「報告書」に明記されていることを確認し、保安検査の体制が現地(美浜原子力保安検査官事務所)からの保安検査官5名であることを確認した。 なお、「報告書」に保安検査実施者が5名の氏名「他」と記載されていたが、今回の重点検査項目「安全文化の醸成活動の実施状況(原子力事業本部の検査を含む)」に関連し、他の原子力保安検査官事務所(大飯、高浜)と合同で実施したため、「他」としたとの説明を受けた。 ・「関西電力株式会社美浜発電所平成21年度(第1回)保安検査計画書」(平成21年4月、原子力安全・保安院) ・「平成21年度第1回保安検査(保安規定の遵守状況の検査)における保安検査の報告書について」(21原企課第68号)(平成21年8月3日)</p>

(3) 審査、検査の実施に関する事項

(3-2) 審査、検査の実施

◆品質要求

審査官、検査官は、審査、検査の目的を確実に達成し、その実効性、透明性を確保するため、定められた要領*に従い、効率的、効果的に審査、検査を実施するとともに、その結果及び根拠等を確実に記録すること。

*実施手順の他、規制行政庁が定める、職員の業務実施の際に遵守すべき一般的なルールを含める。

■評価基準

⑨審査、検査の結果の記録に関する事項が品質要求に照らして適切であること。

●確認項目

[9]審査要領、検査要領に従った記録を作成していること。

質問	回答(参照資料名等を含む)	確認結果(原子力安全委員会事務局記入欄)
今回の保安検査では、定めた要領(またはそれに替わるもの)に従って、記録を作成しましたか(記載内容、記録フォーマット等を含む)。該当する記録を示して下さい。	○原子炉施設保安検査実施要領に基づき保安検査報告書を作成した。	○当該四半期の全実用炉の保安検査結果をまとめた下記の「報告書」の起案文書に、検査記録として美浜原子力保安検査官事務所からの保安検査報告書が添付されていることを確認し、また同報告書の内容は、下記「原子炉施設保安検査実施要領」に従ったものであることを確認した。 ・「平成21年度第1回保安検査(保安規定の遵守状況の検査)における保安検査の報告書について」(21原企課第68号)(平成21年8月3日) ・「原子炉施設保安検査実施要領(内規)」(平成21・03・26 原院第2号、平成21年3月30日) ○美浜原子力保安検査官事務所では、平成21年度第1回保安検査報告書の作成にあたり、取りまとめの検査官が報告書案を作成し、統括保安検査官を含む事務所所属の全保安検査官でレビューを行い、確認しているとの説明を受けた。
要領(またはそれに替わるもの)に従って記録が作成されていることを、誰がどのような手続きで確認しましたか。	○原子力発電検査課の保安検査班担当者が保安検査報告書の内容を確認するとともに、保安検査報告書の事業者への通知に係わる起案の決裁時に課内等の主要役職者が確認している。(平成21年8月3日付け決裁)	○当該四半期の全実用炉の保安検査結果をまとめた下記の「報告書」の起案文書に検査記録として美浜原子力保安検査官事務所からの保安検査報告書が添付され、決裁時に、原子力発電検査課長、統括原子力保安検査官、保安検査班長等が確認を行っていることを、起案文書の捺印により確認した。 ・「平成21年度第1回保安検査(保安規定の遵守状況の検査)における保安検査の報告書について」(21原企課第68号)(平成21年8月3日)

●確認項目

[10] 審査結果、検査結果とその根拠が記録に記載されていること。

質問	回答(参照資料名等を含む)	確認結果(原子力安全委員会事務局記入欄)
<p>今回の保安検査では、検査結果とその根拠が記録に記載されましたか。該当する記録を示して下さい。</p>	<p>○保安検査報告書には、検査内容として結果と根拠が記載されており、本報告をもとに保安検査結果に関する事業者へ保安検査結果を通知(平成21年8月3日付け、21原企課第68号)している。</p>	<p>○当該四半期の全実用炉の保安検査結果をまとめた下記「報告書」に美浜原子力保安検査官事務所からの保安検査報告書が添付され、その中に、検査結果及びその根拠が記載されていることを確認した。</p> <p>・「平成21年度第1回保安検査(保安規定の遵守状況の検査)における保安検査の報告書について」(21原企課第68号)(平成21年8月3日)</p>

(3) 審査、検査の実施に関する事項

(3-3) 評価及び処分

◆品質要求

規制行政庁は、審査、検査の目的を確実に達成し、その実効性、透明性を確保するため、要求される安全の目的、原則、基準に照らして、審査、検査の結果を適切に評価するとともに、結果を通知するなど、行政処分等を確実に実施すること。

■評価基準

⑩評価及び処分に関する事項が品質要求に照らして適切であること。

●確認項目

[11] 審査結果、検査結果が適切であることを確認するための評価が実施されていること。

質問	回答(参照資料名等を含む)	確認結果(原子力安全委員会事務局記入欄)
今回の保安検査結果の適切性の評価は、どのような手続きで行われましたか。	<p>○美浜原子力保安検査官事務所において、保安検査の結果を全保安検査官(5人)によるレビューを得て、原子力発電検査課に送付している。</p> <p>○原子力発電検査課の保安検査班担当者が保安検査報告書の内容を確認(5名程度のクロスチェック)するとともに、保安検査官会議を行い約30名の保安検査官のレビューを受けている。 保安検査報告書の事業者への通知に係わる起案の決裁時にも課内等主要役職者で確認している。(平成 21 年 8 月 3 日付け決裁)</p> <p>○更に、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会原子炉安全小委員会安全管理技術評価WGにて外部の専門委員にも審議して頂いている。</p>	<p>○当該四半期の全実用炉の保安検査結果をまとめた下記「報告書」に美浜原子力保安検査官事務所からの保安検査報告書が添付され、決裁時に、原子力発電検査課長、統括原子力保安検査官、保安検査班長、保安調整係長等が確認を行っていることを、起案文書の捺印により確認した。 ・「平成 21 年度第 1 回保安検査(保安規定の遵守状況の検査)における保安検査の報告書について」(21 原企課第 68 号)(平成 21 年 8 月 3 日)</p> <p>○総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会原子炉安全小委員会安全管理技術評価 WGにおいて、平成 21 年度第 1 回保安検査について報告し、専門家より助言、指導を受けたとの説明を受けた。 ・「総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会原子炉安全小委員会安全管理技術評価 WG(第 23 回) 議事次第(案)」(平成 21 年 8 月 3 日)</p> <p>○美浜原子力保安検査官事務所では、取りまとめの保安検査官が保安検査報告書案を作成し、全保安検査官(5人)によるレビューを得て、統括原子力保安検査官が原子力発電検査課に送付しているとの説明を受けた。</p> <p>○美浜原子力保安検査官事務所では、当該四半期の保安検査をとりまとめた保安検査官及び次の四半期の保安検査をとりまとめる予定の保安検査官2名が保安検査官会議に出席しているとの説明を受けた。 ・「平成 21 年度第 2 回保安検査官会議議事次第」(平成 21 年 7 月 14～15 日)</p>

●確認項目

[12]審査、検査が適切な期間で実施されていること。

質問	回答(参照資料名等を含む)	確認結果(原子力安全委員会事務局記入欄)
<p>原子炉施設に対する保安検査の標準的な期間をどのように設定していますか。 標準的な期間を設定していない場合、その理由及び今回の保安検査の期間を示して下さい。</p>	<p>○保安規定の各条に対しておおむね2年間で全ての実施状況を確認する中期計画のもと、1回の保安検査期間を2週間程度とすることを原子炉施設保安検査実施要領に定めている。</p>	<p>○下記「原子炉施設保安検査実施要領」において、年4回の保安検査は、「1回の検査期間を2週間程度を標準として行うものとする。」及び「おおむね2年間で保安規定の全ての条文の遵守状況を確認する。」と記載されていることを確認した。ただし、「各保安検査官事務所はこれまでの保安規定の遵守状況等を勘案し、具体的に当該検査期間を設定するものとする。」と記載されており、美浜原子力保安検査官事務所の統括原子力保安検査官は、保安検査実施期間を平成21年6月1日から平成21年6月12日と明記した「保安検査計画書」を作成していることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「原子炉施設保安検査実施要領(内規)」(平成21・03・26 原院第2号、平成21年3月30日) ・「関西電力株式会社美浜発電所平成21年度(第1回)保安検査計画書」(平成21年4月、原子力安全・保安院)
<p>今回の保安検査は、設定された期間のとおり実施されましたか。 されなかった場合、その理由を示して下さい。</p>	<p>○保安検査計画に定めた期間(平成21年6月1日～6月12日)のとおり保安検査を実施した。</p>	<p>○今回の保安検査が計画のとおり実施されていることを当該四半期の実用炉の保安検査をまとめた下記「報告書」により確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成21年度第1回保安検査(保安規定の遵守状況の検査)における保安検査の報告書について」(21原企課第68号)(平成21年8月3日)

●確認項目

[13]行政処分の結果の通知等が実施されていること。

質問	回答(参照資料名等を含む)	確認結果(原子力安全委員会事務局記入欄)
<p>今回の保安検査結果は、被検査者に対し、どのように通知されましたか。</p>	<p>○保安検査結果に関する発電所別保安検査報告書を事業者へ通知(平成21年8月3日付け、21原企課第68号)している。</p>	<p>○平成21年8月3日付けの一般連絡通知文書により原子力発電検査課長から関西電力株式会社美浜発電所長へ通知していることを下記「起案文書」に添付されていた通知文書の写しにより確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成21年度第1回保安検査(保安規定の遵守状況の検査)における保安検査の報告書について」(21原企第68号)(平成21年8月3日)
<p>今回の保安検査結果の公表性は、どのように確保されていますか。(原子力安全委員会への報告を除く。)</p>	<p>○原子力安全・保安院のホームページに発電所別保安検査報告書を掲載している。</p>	<p>○下記の「検査結果」(報告書)が原子力安全・保安院のホームページに掲載されていることを確認した。なお、プレス発表及びホームページへの掲載は、原子炉等規制法に基づき保安検査の実施状況を原子力安全委員会に報告した際に行っているとの説明を受け、原子力安全委員会への報告が平成21年8月6日に実施されていることを下記原子力安全委員会資料により確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「実用発電用原子炉に対する保安検査結果等(平成21年度第1四半期)の原子力安全委員会への報告について」(平成21年8月6日、原子力安全・保安院ホームページ「プレス発表」) ・「平成21年度第1四半期の間実施した保安検査(保安規定の遵守状況の検査)における保安検査報告書について」(平成21年8月6日、原子力安全・保安院ホームページ「お知らせ」) ・「実用発電用原子炉に対する保安検査結果等について(平成21年度第1四半期)」(第48回原子力安全委員会資料第6-2号、平成21年8月6日) <p>○下記、「原子炉施設保安検査実施要領」に従い、各保安検査官事務所は検査結果について、立地道県及び立地市町村等に対し、保安検査結果の概要を説明しているとの説明を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「原子炉施設保安検査実施要領(内規)」(平成21・03・26原院第2号、平成21年3月30日)

	<p>○また、各事務所は自治体に対し、説明に出向いているとともに、場合によってはプレスへも説明している。 美浜原子力保安検査官事務所においては、美浜町、福井県等に対し、説明しているとともに、敦賀・大飯・高浜原子力保安検査官事務所とともに地域原子力安全統括管理官がプレスへの説明を実施している。</p>	<p>○美浜原子力保安検査官事務所においては、統括保安検査官が美浜町などに対し説明を行っているとの説明を受けた。 また、福井県への説明は、県の担当者や現地駐在の地域原子力安全統括管理官及び敦賀、大飯、高浜原子力保安検査官事務所などで構成される連絡会において行っているとの説明を受けた。</p> <p>○地元報道機関(プレス)への説明は、地域原子力安全統括管理官及び敦賀、大飯、高浜原子力保安検査官事務所統括保安検査官と合同で行っているとの説明を受けた。</p>
<p>貴課は、法令に基づく認可及び検査の実施状況を四半期毎に原子力安全委員会へ報告していますが、報告内容に抜けや誤りが無いことを誰がどのような手続きで確認していますか。</p>	<p>○課内の保安検査班、及び運転管理班(5名程度)によるレビューを実施し、委員会に提出してもいいか起案する際、課長以下、課内決裁の確認事項で最終的に確認している。(平成 21 年 8 月 6 日付け決裁)</p>	<p>○当該四半期の全実用炉の保安検査結果をまとめた下記の「報告書」の起案文書に検査記録として美浜原子力保安検査官事務所からの保安検査報告書が添付され、決裁時に、原子力発電検査課長、統括原子力保安検査官、保安検査班長等が確認を行っていることを、起案文書の捺印により確認した。</p> <p>・「実用発電用原子炉に対する保安検査結果等について(平成 21 年度第1四半期)」(平成 21・07・28 原第 49 号)(平成 21 年 8 月 6 日)</p>

第 48 回原子力安全委員会
資料 第 6 - 2 号実用発電用原子炉に対する保安検査結果等について
(平成 21 年度第 1 四半期)平成 21 年 8 月 6 日
経 済 産 業 省
原子力安全・保安院

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下、「原子炉等規制法」という。)第 72 条の 3 第 2 項の規定に基づき、17 原子力発電所に対する平成 21 年度第 1 回保安検査の結果、平成 21 年度第 1 四半期において実施された安全確保上重要な行為の保安検査の結果等を報告する。

1. 平成 21 年度第 1 回保安検査結果について

(1) 検査の目的

原子力発電所の安全を確保するために実用発電用原子炉設置者(以下「原子炉設置者」という。)及びその従業者が守らなければならない保安規定の遵守状況に関して、原子炉等規制法第 37 条第 5 項の規定に基づき、確認を行うものである。

(2) 検査実施期間及び検査実施者

別表 1 に示す期間において、全国の原子力保安検査官事務所(17 事務所)に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

(3) 検査内容

今回の検査においては、別表に示すとおり発電所毎に、保安活動の実施状況に着目した検査項目及び重点検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

(4) 検査結果

施設への立入り、物件検査、関係者への質問により検査を実施した結果は、別表に示すとおり、すべての原子力発電所において、「実用発電用原子炉保安検査実施要領」(原子力安全・保安院 内規)に定める保安規定違反の判定区分(以下「保安規定違反判定区分」という。)のうち、「違反 1」、「違反 2」、「違反 3」に該当する事項は認められなかった。

ただし、保安規定違反判定区分のうち、「監視」に該当する事項が認められたことから、各原子力設置者に対し改善を指示し、発電所の実態に即し、自律的な保安活動が行われるよう、引き続き、今後の保安検査等によって、改善状況を確認することとした。

2. 安全確保上重要な行為の保安検査結果について

(1) 検査の目的

原子力発電所の安全を確保するために実用発電用原子炉設置者（以下「原子炉設置者」という。）及びその従業者が守らなければならない保安規定の遵守状況に関して、原子炉等規制法第37条第5項の規定に基づき、確認を行うものである。

(2) 検査実施期間及び検査実施者

平成21年度第1四半期(平成21年4月1日～6月30日)においては、別表2の発電所(号機)に対する安全確保上重要な行為の保安活動の実施状況について、原子力保安検査官事務所に駐在している原子力保安検査官が実施した。

(3) 検査内容

今回の検査においては、別添に示す発電所(号機)に対し、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

(4) 検査結果

検査の結果、各発電所(号機)においては、所内で定められた手順書等に従い、安全確保上重要な重要な行為の保安活動が適切に実施されており、保安規定違反判定区分の「違反1」、「違反2」及び「違反3」に該当する事項は認められなかった。

ただし、保安規定違反判定区分のうち、「監視」に該当する事項が認められたことから、各原子力設置者に対し改善を指示し、発電所の実態に即し、自律的な保安活動が行われるよう、引き続き、今後の保安検査等によって、改善状況を確認することとした。

3. 保安検査期間外における保安規定違反について

平成21年度第1四半期(平成21年4月1日～6月30日)では、保安検査期間外においては、保安規定違反判定区分の「違反1」、「違反2」及び「違反3」に該当する事項は認められなかった。

発電所名	検査実施期間	検査項目	検査結果
関西電力株式会社 美浜発電所	1) 基本検査実施期間 6月1日(月)～ 6月12日(金)	<p>1) 基本検査項目(下線の検査項目は重点検査項目とする。)</p> <p>①安全文化の醸成活動の実施状況(原子力事業本部の検査を含む)</p> <p>②保守管理の実施状況</p> <p>③マネジメントレビューの実施状況(原子力事業本部の検査を含む)</p> <p>④運転責任者資格認定制度拡充に伴う対応状況(原子力事業本部の検査のみ)</p> <p>⑤「非常時の措置」の実施状況</p> <p>⑥2号機第25回定期検査に係る防火パトロールの実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑦定例試験(1号機制御棒動作試験)の実施状況(立会)(抜き打ち検査)</p>	<p>今回の保安検査においては、「安全文化の醸成活動の実施状況」、「保守管理の実施状況」、「マネジメントレビューの実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>このうち、「安全文化の醸成活動の実施状況」、「マネジメントレビューの実施状況」等については、原子力事業本部において、大浜原子力保安検査官事務所、高浜原子力保安検査官事務所及び地域原子力安全統括管理官(若狭地域担当)と合同で検査を実施した。</p> <p>検査の結果、「安全文化の醸成活動の実施状況」については、安全文化醸成活動の方針を、前年度に引き続き、品質方針と一致させ、美浜3号機事故の教訓である社長宣言に基づく「5つの基本行動方針」に一致させていることを確認した。</p> <p>また、前年度の評価結果を踏まえた社長指示に基づき、年度計画が策定されており、6つの重点施策の方向性及び重点施策(8項目)を定め、継続的改善を図っていることを確認した。</p> <p>美浜3号機事故再発防止対策に係る行動計画については、一昨年度から、唯一、歯止め方策が完了していない1項目「運転中プラントへの立入制限」については、「原子炉安全・労働安全・発電支障防止」の観点以外の作業の禁止を明確にするため、「運転中の保活動検討WG」等において、検討が開始されたことを確認した。</p> <p>マネジメントレビューにおいて、品質マネジメントシステム(QMS)活動の有効性を、マネジメントレビューにて審議・評価され、社長からの指示がなされていることを確認した。</p> <p>その他の検査項目については、保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視・定例試験(1号機制御棒動作試験)への立会等を行った結果、特段、問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

品質監査型の規制調査で使用する評価基準

(1) 規制行政庁の品質マネジメント等に関する事項		
(1-1) 一般	品質要求	規制行政庁は、安全規制の実効性、透明性を高めるため、後続規制活動に関わる改善活動を行うなど、品質を継続的に維持向上させること。
	評価基準	① 品質マネジメントに関する事項が品質要求に照らして適切であること。【監査】
(1-2) 文書化 及び記録	品質要求	規制行政庁は、審査、検査のプロセスが効率的、効果的に計画され、実施されることを確実にするため、必要な文書化を行い、記録するとともに、そのための仕組みを適切に維持管理すること。
	評価基準	② 文書化に関する事項が品質要求に照らして適切であること。【監査】 ③ 記録に関する事項が品質要求に照らして適切であること。【監査】
(2) 審査官、検査官の能力に関する事項		
(2-1) 資格要件等	品質要求	規制行政庁は、対象となる設備や機器、又は事業者等の活動について、適切かつ確実に審査、検査を行うため、審査官、検査官に必要な資格又は能力を定めること。
	評価基準	④ 審査官、検査官の資格又は能力に関する事項が品質要求に照らして適切であること。【監査／立会】
(2-2) 教育訓練	品質要求	規制行政庁は、審査官、検査官及びその候補者の能力の維持・向上のため、適切な教育訓練計画を策定し、実施すること。
	評価基準	⑤ 審査官、検査官及びその候補者に対する教育訓練の計画、実施に関する事項が品質要求に照らして適切であること。【監査】
(3) 審査、検査の実施に関する事項		
(3-1) 審査、検査の 準備	品質要求	規制行政庁は、審査、検査の目的を確実に達成し、その実効性、透明性を確保するため、事前に必要な要領(実施手順、判断基準等)を定め必要な関係者に周知するとともに、効率的、効果的に審査、検査を行うため、個々の行政処分等に必要な体制等の適切な準備を行うこと。
	評価基準	⑥ 審査、検査のための要領の作成に関する事項が品質要求に照らして適切であること。【監査】 ⑦ 審査、検査のための体制等の準備に関する事項が品質要求に照らして適切であること。【監査／立会】
(3-2) 審査、検査の 実施	品質要求	審査官、検査官は、審査、検査の目的を確実に達成し、その実効性、透明性を確保するため、定められた要領※に従い、効率的、効果的に審査、検査を実施するとともに、その結果及び根拠等を確実に記録すること。 ※実施手順の他、規制行政庁が定める、職員の業務実施の際に遵守すべき一般的なルールを含める。
	評価基準	⑧ 審査、検査の実施に関する事項が品質要求に照らして適切であること。【立会】 ⑨ 審査、検査の結果の記録に関する事項が品質要求に照らして適切であること。【監査／立会】
(3-3) 評価 及び処分	品質要求	規制行政庁は、審査、検査の目的を確実に達成し、その実効性、透明性を確保するため、要求される安全の目的、原則、基準に照らして審査、検査の結果を適切に評価するとともに、結果を通知するなど、行政処分等を確実に実施すること。
	評価基準	⑩ 評価及び処分に関する事項が品質要求に照らして適切であること。【監査】

【監査】: 監査方式での確認項目、【立会】: 立会方式での確認項目、

【監査／立会】: 監査方式と立会方式での確認項目